

長岡京市福祉事業者等事業継続支援補助金について

補助金の趣旨

原油価格・物価高騰等が続く中で、高齢者、障がい者（児）、子ども等の支援を行う市内福祉事業者等がこれまでのサービス提供等を継続して行えるよう、次の経費を補助することで事業運営を下支えするための制度です。

- ・事業継続に要する経費（人材確保・研修費・環境改善・BCP等に要する経費）
- ・物価高騰対策等に要する経費
- ・省エネ推進に係る経費

対象事業者

長岡京市内で下記の対象サービスを令和5年7月1日以降継続して実施している福祉事業者等

補助金対象サービス

【高齢者】

居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（地域密着型・認知症対応型を含む。）、通所リハビリテーション、地域包括支援センター、介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護療養型医療施設、介護医療院、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム

【障がい者（児）】

居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援を含む。）、生活介護（通所のみ）、自立訓練、就労移行支援（就労定着支援を含む。）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、短期入所（単独設置のみ）、施設入所支援、共同生活援助、福祉ホーム、計画相談支援（地域移行支援、地域定着支援、地域生活支援センターI型を含む。）、地域活動支援センターII型、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障がい児相談支援

【子ども】

認可保育施設（民間のみ）、小規模保育施設、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設（院内保育事業所を除く。）、企業主導型保育施設、放課後児童クラブ（民間のみ）、私立幼稚園

支給額

1事業所あたり10万円
（ただし、本事業に対する申請は1回に限る）

申請期間

令和5年8月1日（火）から令和5年9月29日（金）まで

申請方法

次の書類を福祉政策室（市役所新庁舎3階）に提出（郵送・メール可）

申請書類は市HPからダウンロードすることも可能です→

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③振込先口座がわかるものの写し（通帳・キャッシュカード等）



問い合わせ先

長岡京市福祉政策室 〒617-8501 長岡京市開田1-1-1
電話 075-955-3135（平日：8時30分～17時15分）
Fax 075-952-0001
Email fukushiseisaku@city.nagaokakyo.lg.jp